

## 医療法人聖仁会 森病院 介護医療院 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人 聖仁会が開設する介護医療院（以下、「当施設」という。）が行う介護医療院サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等に対し、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 当施設は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するとともに、自ら提供した介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする。

3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 当施設は、介護医療院サービスを提供するにあたって、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 名称、所在地及び提供サービスは次の通りとする。

名称： 医療法人聖仁会 森病院 介護医療院

所在地： 北海道函館市桔梗町5 5 7番地

提供サービス： I型介護医療院サービス（I）

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者： 医師（常勤1名 兼務）

管理者は所属従業者を指導監督し、適切なサービスの運営が行われるよう実態状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。

(2) 医師： 2名以上（兼務）

常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を四十八で除した数以上（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する）。

医師は入所者の病状及び身体状況等、その置かれている環境の的確な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基にし、必要な検査、投薬、処置等療養上妥当適切な対応を行うとともに、医学的管理を行う。

(3) 看護職員： 7名以上 (専従)

常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を六で除した数以上。

看護職員は医師の指示のもと、自立支援の観点から生活リハビリをすすめる、入所者の病状、心身の状態等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な療養上の世話を行う。

(4) 介護職員： 13名以上 (専従)

常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を四で除した数以上。

介護職員は看護及び医学的管理下における、日常生活上の世話(生活リハビリ)等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に入所者の状況等により、身体の清潔保持や排泄にかかわる介護等を行う。

(5) 支援相談員： 必要数 (兼務)

相談員は専門性を生かし、入所者や家族の生活相談等の支援にあたりるとともに、入退所の相談に応じる。

(6) 介護支援専門員： 1名以上 (専従)

介護医療院入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。適切な方法により、入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現にかかえる問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。計画担当介護支援専門員は、サービス担当従事者と協議の上、サービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

(7) 薬剤師： 1名以上 (兼務)

常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を百五十で除した数以上。

薬剤師は、医師の指示のもと調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、薬剤の管理指導を行う。

(8) 理学療法士： 必要数 (兼務) 作業療法士： 必要数 (兼務)

言語聴覚士： 必要数 (兼務)

理学療法士並びに作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示を受け、入所者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復をはかり、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行う。

(9) 診療放射線技師： 必要数 (兼務)

診療放射線技師は、医師の指示のもと、放射線検査を行う。

(10) 管理栄養士： 1名以上 (兼務)

介護医療院入所定員百以上にあっては一以上。

管理栄養士は、利用者の栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事の衛生管理を行う。

(11) 事務員： 必要数 (兼務)

事務員は必要な事務作業を行い、請求業務等を適切に行う。

(入所者の定員)

第5条 入所者の定員は以下の通りとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

当施設 3-1階 52床(従来型個室6床 多床室46床) (短期入所含む)

(入所者に対する介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 診療の方針

- ア 診療は一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- イ 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を上げることができるよう適切な指導を行うものとする。
- ウ 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- エ 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- オ 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- カ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りではない。

(2) 必要な医療の提供が困難な場合等の措置

- ア 医師は、入所者の病状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
- イ 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- ウ 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行うものとする。
- オ 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行うものとする。

(3) 機能訓練

- ア 当施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的

に行うものとする。

(4) 栄養管理

ア 当施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(5) 口腔衛生の管理

ア 当施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(6) 看護及び医学的管理の下における介護

ア 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

イ 当施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭をするものとする。

ウ 当施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

エ 当施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるものとする。

オ 当施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。

カ 当施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

キ 当施設は、その入所者に対して、入所者の負担により当施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(7) 食事の提供

ア 入所者の食事は、栄養並びに入所者の心身の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

イ 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

(8) 相談及び援助

ア 当施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(9) その他のサービスの提供

ア 当施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

イ 当施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

(10) 施設サービス計画の作成

ア 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、

地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるように努めるものとする。

- イ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
  - ウ 計画担当看護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において計画担当介護支援専門員は面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないものとする。
  - エ 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
  - オ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、入所者の同意を得るものとする。
  - カ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際は、当該施設サービス計画を入所者に交付することとする。又、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- (1 1) 要介護認定の申請に係る援助
    - ア 当施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
    - イ 当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。
  - (1 2) 保険給付の請求のための証明書の交付
    - ア 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。
  - (1 3) 介護医療院サービスの取扱方針
    - ア 当施設の提供するサービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
    - イ 当施設は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
    - ウ 当施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(利用料等の受領)

- 第7条 当施設は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 2 当施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 居住に要する費用
  - (3) 入所者の選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 入所者の選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。
  - (7) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。
- 3 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第8条 当施設は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、予め入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

- 第9条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。
- 2 当施設は、非常災害に関する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第10条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(受給資格等の確認)

- 第11条 当施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 当施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定調査会意見に配して、介護医療院サービスを提供するように努めることとする。

(入退所)

- 第12条 当施設は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。
- 2 当施設は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。
  - 3 当施設は、入所者の退所に際して、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治医に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

- 第13条 当施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載することとする。

(入所者に関する市町村への通知)

- 第14条 当施設は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第15条 当施設は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。
- 2 当施設は、当該介護医療院の職員によって介護医療院サービスを提供しなければならない。  
ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
  - 3 当施設は、職員に対し、その資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
その際当施設は全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
  - 4 当施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(定員の遵守)

第16条 当施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第17条 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 当施設は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図ること。

(2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当施設において、介護職員その他職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院)

第18条 当施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、予め協力病院を定めておくものとする。

森病院 函館市桔梗町557番地

TEL 0138-47-2222

2 当施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくように努めるものとする。

みさわ歯科口腔外科クリニック 函館市桔梗5丁目14番1号

TEL 0138-47-3733

(掲示)

第19条 当施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第20条 当施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏してはならない。

2 当施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。



- 3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、予め文書により入所者の同意を得ておくものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第21条 当施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第22条 当施設は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
  - 3 当施設は、提供した介護医療院サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第23条 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第24条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 当施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やか市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 当施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止等)

- 第25条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める協議を行い適切な措置を講じるものとする。その他については、虐待の防止のための指針に準じて行うものとする。

- (1) 虐待防止会議その他事業所内の組織に関すること。
- (2) 当施設における虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- (3) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

(会計の区分)

第26条 当施設は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第27条 当施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 当施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から五年間保存するものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第十二条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(その他運営に関する重要事項)

第28条 この規定に定める事項のほか、介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項は、医療法人聖仁会と森病院 介護医療院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この規定は 2023年 4月 1日から施行する。